

○安曇野市工場立地法に基づく準則を定める条例第3条に規定する市長が認める区域の事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、安曇野市工場立地法に基づく準則を定める条例（令和5年条例第4号。）第3条の市長が認める区域について必要な事項を定めることを目的とする。

(市長が認める区域)

第2条 市長が認める区域は、次のいずれかに掲げるものとする。

(1) 市が造成又は造成に関与した産業用地で次の要件を満たす区域

ア 住宅、学校、病院等へ接続している部分に環境施設を重点的に配置し、環境施設の遮断帯としての機能を最も効果的に発揮させるよう配慮した配置計画となっていること。

(2) (1)以外の区域であって、次の要件を全て満たす区域

ア 住宅、学校、病院等へ接続している場合は、その接続が一部であること。

イ 住宅、学校、病院等へ接続している部分に環境施設を重点的に配置し、環境施設の遮断帯としての機能を最も効果的に発揮させるよう配慮した配置計画となっていること。

(市長が認める区域の認定申請)

第3条 市長が認める区域として認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が認める区域認定申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、安曇野市長へ提出しなければならない。

(1) 位置図

(2) 配置図

(3) 申請理由書

(4) その他市長が必要とする書類

(区域の認定)

第4条 市長は、前条の申請があったときは、すみやかにその内容を審査し、これを決定する。

(認定書の交付等)

第5条 市長は、前条の規定により審査した結果、当該区域を認める区域として認定したときは認定書(様式第2号)を、当該区域を認定しなかったときは市長が認める区域不認定通知書(様式第3号)を申請者に交付する。

附 則

この要領は、令和5年6月22日から施行する。